

令和7年度補正予算（第1号）の概要

令和7年度一般会計補正予算案(第1号)は、所得税額の確定等に伴い、令和6年度に実施した定額減税及び定額減税調整給付金の給付に不足が生じた方に差額を追加支給するため、必要な予算を計上しました。

1. 予算の規模

(単位：千円)

会 計 別	補 正 前 ①	補 正 額 ②	補 正 後 ③	伸び率(%) ②/①
一 般 会 計	39,512,000	301,000	39,813,000	0.8

2. 補正予算の内訳

(単位：千円)

事 業 名	補 正 額	事業の概要
定額減税調整給付金 不足額給付事業	301,000	<p>令和6年度に実施した定額減税及び定額減税調整給付金の給付に不足が生じた方に対し、その差額を追加支給します。</p> <p>【別紙1】</p> <p>給付対象者 ①令和6年分所得税額及び定額減税の実績等の確定により、本来給付すべき額と、既に給付した額で差(不足)が生じた方 ②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方</p> <p>給付方法 プッシュ型給付を想定 給付時期 8月下旬～(予定) 財 源 国庫10/10</p>

3. 補正予算の財源

(単位：千円)

区 分	補 正 額	内 訳
国 庫 支 出 金	301,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

定額減税調整給付金不足額給付事業（国庫10/10）

人事・法制課/税務課

<p style="text-align: center;">概要</p>	<p>所得税額の確定等に伴い、令和6年度に実施した定額減税及び定額減税調整給付金の給付に不足が生じた人に対し、その差額を追加支給する。</p> <p>（詳細） 令和6年度に、納税者及び扶養親族に対し、1人当たり令和6年分所得税3万円、令和6年度個人住民税1万の定額減税を実施した。また、定額減税しきれないと見込まれる人に対しては令和6年9月～12月に「定額減税調整給付金」として差額を給付した。</p> <p>定額減税調整給付金の算定に当たっては、令和5年分所得等を基にした推計額を用いて算定したが、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の確定により、本来給付すべき額と、既に給付した額との間で差額が生じる人がいるため、対象者にその差額（不足額）を追加支給する。</p> <p>※事務処理基準日：現時点では未定（国から追って連絡あり）</p>
<p style="text-align: center;">給付対象者</p>	<p>次のいずれかに該当する人</p> <p>① 令和6年分所得税及び定額減税の実績等の確定により、本来給付すべき額と、既に給付した額で差（不足）が生じた人 ② 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者世帯向け給付（R5・R6非課税給付等）の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった人【国が新たに支給対象として追加】</p>
<p style="text-align: center;">事業費</p>	<p>301,000千円（概算） 財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国庫10/10）</p> <p>給付金 280,000千円（想定 給付対象者7,000人×最大40,000円） 事務費 21,000千円（想定 給付対象者7,000人×国庫上限3,000円）</p> <p>デジタル庁「不足額給付のための算定ツール（R7.3末に発表予定）」に、R6年分の確定申告内容を取り込み、対象者を確定し、給付額を算定</p>
<p style="text-align: center;">給付時期</p>	<p>【通知発送】 8月上旬（見込み） 【初回振込日】 8月下旬（見込み） デジタル庁「給付支援サービス」システムを使用し、プッシュ型での給付を想定</p>

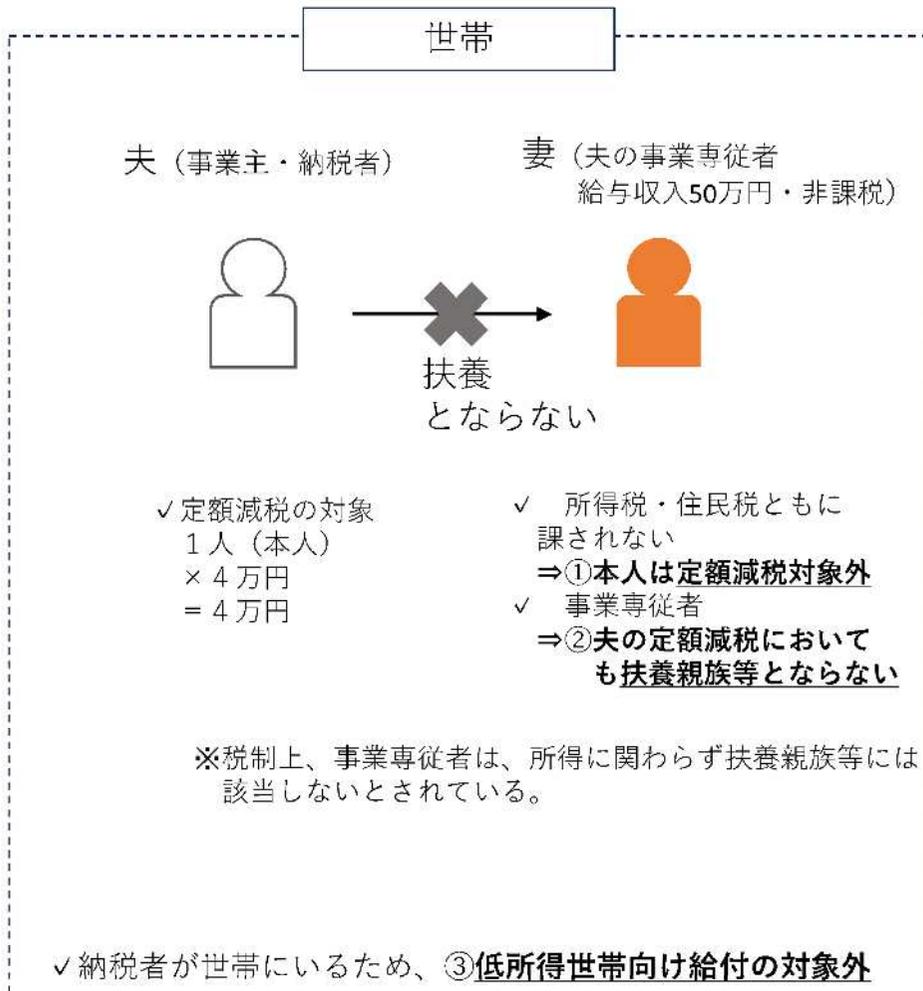
給付対象者②のイメージ

内閣府
低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）
概要資料より引用

<ケース①>

(例) 夫(個人事業主)・妻(事業専従者)の世帯

Ex.)納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者（配偶者控除・扶養控除の対象とならない）の妻であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）場合



<ケース②>

(例) 父・息子(納税者)・息子の妻の世帯

Ex.) 公的年金収入が158万円（合計所得金額48万円）超、概ね170万円以下（所得税・住民税が課されない）である65歳以上の高齢者が、納税者である息子等と同居している場合

